

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月11日(2024.7.11)

【公開番号】特開2024-87656(P2024-87656A)

【公開日】令和6年7月1日(2024.7.1)

【年通号数】公開公報(特許)2024-121

【出願番号】特願2022-202590(P2022-202590)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月3日(2024.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

遊技に用いられた遊技価値と付与された遊技価値とに基づいて算出される所定値が特定値に達したか否かを判定する判定手段と、

前記所定値が前記特定値に達したと判定された場合に、遊技の進行を不能にする遊技不能状態に制御可能な遊技不能状態制御手段と、

前記遊技不能状態にて消費電力を抑制することが可能な省電力化手段と、

を備え、

前記省電力化手段は、前記遊技不能状態中に複数の遊技部品の消費電力を抑制する手段であり、少なくとも第1遊技部品の消費電力を遊技進行中よりも低下させた後に第2遊技部品の消費電力を遊技進行中よりも低下させうる手段であって、

さらに、前記第1遊技部品および前記第2遊技部品の消費電力を低下させた場合であっても、当該遊技機に設けられる特別発光体は遊技進行中と同様の輝度で発光可能とされ、

さらに、前記省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われても終了しないものであり、

さらに、前記遊技不能状態では、前記第1遊技部品および前記第2遊技部品の消費電力が低下しているか否かに拘わらず、前記遊技不能状態であることを示す特定表示を行うことが可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、遊技機の管理の適正化を図ることが可能な遊技機を提供することにある。

50

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

遊技に用いられた遊技価値と付与された遊技価値とに基づいて算出される所定値が特定値に達したか否かを判定する判定手段と、

前記所定値が前記特定値に達したと判定された場合に、遊技の進行を不能にする遊技不能状態に制御可能な遊技不能状態制御手段と、

前記遊技不能状態にて消費電力を抑制することが可能な省電力化手段と、
を備え、

前記省電力化手段は、前記遊技不能状態中に複数の遊技部品の消費電力を抑制する手段であり、少なくとも第1遊技部品の消費電力を遊技進行中よりも低下させた後に第2遊技部品の消費電力を遊技進行中よりも低下させうる手段であって、

さらに、前記第1遊技部品および前記第2遊技部品の消費電力を低下させた場合であっても、当該遊技機に設けられる特別発光体は遊技進行中と同様の輝度で発光可能とされ、

さらに、前記省電力化手段による消費電力の抑制は所定の遊技者動作が行われても終了しないものであり、

さらに、前記遊技不能状態では、前記第1遊技部品および前記第2遊技部品の消費電力が低下しているか否かに拘わらず、前記遊技不能状態であることを示す特定表示を行うことが可能である

ことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このように、本発明によれば、遊技機の管理の適正化を図ることが可能な遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50